

原爆と社会保障法

山田 晋

はじめに

一九四五年八月、アメリカ合衆国は第二次大戦終結後の世界的覇権を確保するために、人種的差別観に基づいて、広島、長崎に原子爆弾を投下した。日本政府は終戦前にこの原爆投下に対してアメリカ政府にただ一度、抗議したことを除いて、今日に至るまで原爆災害の被害者に対して抑圧する立場を維持してきた。二〇〇三年四月に始まった原爆症認定集団訴訟は、遂に業を煮やした被害者たちのまさに命を掛けた抗議であった。⁽¹⁾

孫振斗事件最高裁判決（昭和五三年三月三〇日一小判）において、かつての原爆医療法について、これを「社会保障法と国家補償法の複合的性格」とする見解が判示された後、社会保障法学界は、その意味するところを、一部の研究者を除いて継続的に検討してきたとはいえない。⁽²⁾たとえば二一世紀の入口にあたって学会の理論水準を問うた『学会講座』においても独立した章を見出すことはできない。⁽³⁾

本稿は、社会保障法の視点から原爆被害を把握するささやかな試みである。⁽⁴⁾

なおこの小論を故・竹中康之教授に捧げることをお許しいただきたい。竹中教授と私はほぼ同世代であるが、私が社会保障法学会に加入した頃、彼は既にEC社会保障法の若き第一人者であった。大分で開催された社会保障法学会の昼休みに、三井正信・広島大教授と竹中教授、私の三人で日本文理大の学内を散策した。春らしい暖かい日差しのおかげで、全くの与太話をした。われわれには時間は永遠にあるように思え、死は遙かに遠く想像もつかなかった。時間は残酷だ。あの春の陽気の中で、われわれは貴重な時間を失っていたことに気がつかなかった。

竹中教授の死は早すぎた。彼の無念の思いが、徒に馬齢を重ねるのみの私を鞭打ってくれば幸いである。

(1) 原爆症認定集団訴訟につき、伊藤直子・田部知江子・中川重徳『被爆者はなぜ原爆症認定を求めるのか』岩波書店(二〇〇六年)、長谷川千秋著・京都原爆訴訟支援ネット『にんげんをかえせ 原爆症裁判傍聴日誌』かもがわ出版(二〇一〇年)など。

(2) 社会保障と被爆者援護法制との関連については、小川政亮「被爆者援護」『ジュリスト臨時増刊・特集・損害賠償制度と被害者の救済』有斐閣(一九七九年)所収、荒木誠之「援護法と社会保障」沼田稲次郎・小川政亮・佐藤進編『現代法と社会保障』総合労働研究所(一九八二年)、同「戦争犠牲者援護」『社会保障・社会福祉事典』労働旬報社(一九八九年)四〇一頁、三村正弘「原爆被害者援護法と社会保障の一考察」『IPSHU研究報告シリーズ』研究報告No.23 原爆被害者相談員の会からの報告』広島大学平和研究センター(一九九六年)一〇五頁、岡田正則、藤原精吾、島方時夫「戦争被害と社会保障」井上英夫・高野範城編『実務社会保障法講義』民事法研究会(二〇〇七年)所収、小川政亮著作集編集委員会編『小川政亮著作集』社会保障と平和・国籍・被爆者』大月書店(二〇〇七年)など。

筆者の研究として、Shin Yamada, *The Law of the Support of the Atomic Bomb Survivors*, pp. 12, 1997, University of Jozsef Attila, Szeged, Hungary.; 山田晋「The Law of the Support of the Atomic Bomb Survivors」社会学・社会福祉学研究一〇〇号(一九九七年)一七頁、「社会手当を受ける権利」事典刊行委員会編『社会保障・社会福祉大事典』旬報社(二〇〇四年)四九八

頁、「社会的援護の種類と類型（援護法を中心に）」『社会福祉エンサイクロペディア』中央法規（二〇〇七年）五〇〇頁、「所得保障法の体系と構造・試論」荒木誠之・桑原洋子編『社会保障法・福祉と労働法の新展開』信山社（二〇一〇年）七九頁。

(3) 全六巻中、第六巻に藤原精吾・論文、「総論―賠償・補償から社会保障制度へ」日本社会保障法学会編『講座 社会保障法6巻 社会保障法の関連領域―拡大と発展』法律文化社（二〇〇一年）が所収されるのみである。

(4) 西埜教授は、「戦争犠牲者補償について、全体を展望した体系的な補償理論の樹立が喫急の課題であると指摘する。西埜章「戦争犠牲者補償序説」法政理論二六巻四号（一九九四年）二二〇頁以下所収。

一節 原爆被害⁽¹⁾

一九四五年八月に広島、長崎に投下された原爆はわが国に甚大な被害を及ぼした。それらはまさに筆舌に尽くせぬカタストロフィーであるが、本稿で必要な限りに限定すれば以下のようなものとなる。すなわち、原爆による、市民に対する無差別殺戮、医療的・生活障害の被害（原爆投下による熱線、爆風などによる外傷、その治癒異常、いわゆる原爆症、障害など）、所得稼働能力的喪失（労働能力の低下、喪失）、精神的被害、財産的被害（家屋の崩壊など）である。

原爆による市民の無差別殺戮は、原爆の被爆の直接的影響により、即死および急性期原爆症（被爆後4箇月以内）の死者は、広島で約一四万人、長崎で約七万人とされる。一家の稼ぎ手も多くここに含まれ、残された遺族は瞬時に収入の途が閉ざされた。急性期を超えて生命を維持できたものの、原爆症や被爆による身体・精神に障害を負った者は、医療的ニーズや社会福祉的支援を要する生活障害のニーズをおわされた。また被爆による疾病や身体障害は、当人の労働能力の低下や喪失を惹起し、所得的喪失をもたらした。被爆による財産的被害としては、家屋の崩壊などがある。家屋を焼失することは財産的被害のみならず、住居を失い生活基盤を喪失することを意味した。以下に原爆被害に法はどのように対応して

きたかを見る。

(一) 原爆の医療的被害の保障法制

戦時災害については、戦時災害保護法（昭和一七年法七一號）により保護をうけることができた^②。同法六条は救助の種類として「医療及び助産」を規定している。事実、広島、長崎においても戦時災害保護法による救助が実施された。しかし同法の施行規則（昭和一七年厚生省令二六號）は「救助ヲ為スベキ期間ハ二月以内ニ於テ地方長官之ヲ定ム」（三条）と規定しており、同条但し書きでは延長が可能であったにもかかわらず、広島、長崎においても延長はされず、一〇月には戦時災害保護法による救助はうち切られた。この後、一九五七年に原子爆弾被爆者の医療等に関する法（原爆医療法）が制定・施行されるまで、被爆者の医療に関しては、原則的に自己負担、あるいは生活保護法の医療扶助によることになる。

原爆医療法は「被爆者」（被爆時爆心地からおよそ四キロ以内にいた者、早期入市者、胎内被爆者）に「原子爆弾被爆者健康手帳」を交付し、健康診断や疾病に関しては審査を経て経費を国が負担することとなった。その原爆医療法は、被爆者援護法に引き継がれる。

なお原爆医療法は、医療給付について当該疾病が原爆の傷害作用に起因すること（起因性）と、「現に医療を要する状態にある」こと（要医療性）を要求している。老人性白内障を伴う原爆白内障について「要医療性」を容認したものととして、いわゆる石田原爆訴訟がある（広島地裁判昭和五一年七月二七日・判タ三三八号一一一頁）。脊髄円錐上部症候群について「起因性」が否定された例として、桑原訴訟がある（広島地裁判昭和四八年四月一九日・判時七〇〇号八九頁、広島高裁判昭和五四年五月一六日・判時九四四号四〇頁）。

いわゆる東訴訟では肝機能障害に原爆「起因性」が認められた（平成一六年三月三十一日東京地裁判、判時一八六七号三頁、平成一七年三月二十九日東京高裁判）。また右半身不全麻痺について「起因性」および「要医療性」を認めたものに松谷訴訟がある（長崎地裁判平成五年五月二十六日判タ八一六号二五八頁、福岡高裁判平成九年一月七日・判タ九八四号一〇三頁、最高裁判平成一二年七月一日・判時一七二四号二九頁）。虚血性心疾患について放射線起因性を認めた判例もある（高知地裁判平成二二年三月二七日）。

（二） 原爆の所得的喪失

戦時災害保護法は一六条で、戦時災害に因り「傷痍受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者」または当該傷痍・疾病が治癒したが「身体ニ著シキ障害存スル者」に対して扶助がなされることを規定する。その内容は、生活扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助である（一七条）。しかし前述の通り戦時災害保護法は二ヶ月で適用がうち切りとなる。

この後、一九六八年に「原子爆弾被爆者に対する特別措置法」（被爆者特別措置法）が制定・施行され、各種特別手当等が支給された。

その一方で、軍人・軍属等が原爆により被害を受けた場合に関しては、一九五二年「戦傷病者戦没者遺族等援護法」により援護がなされ、遺族年金の形で所得保障がはかられている。

（三） 原爆の財産的被害（家屋の崩壊、財産の消失）

住宅や家財の滅失、財産的被害については、戦時災害保護法によって給興金の形で補償される建前であったが、原爆被害の甚大さと状況の混乱から、そして二ヶ月後には戦時災害保護法の打ち切りにより、ほとんど私的財産の補償はなされなかった。

（四） 原爆の精神的被害

原爆による精神的被害に関しては、原爆被爆による心的外傷後ストレス障害 (Post Traumatic Stress Disorder PTSD) のようなものと、国家による慰謝・謝罪を求めるものの二つがある。心的外傷後ストレス障害については、国が定める「被災地域」（原爆被災地域と第一種健康診断特別地域）の外で、爆心地から半径二キロメートル以内の「被爆体験者」については、長崎県内在住者に限って、被爆体験による心的外傷後ストレス障害が原因で鬱病などの精神疾患になった場合のみ、医療給付が支給される。これは、長崎県、長崎市の被爆地域の拡大の要望に対して、厚生省が爆心地から半径二キロメートル以内の「被災地域」未指定地域について「放射能の影響はないが、被爆体験による PTSD などの精神的な健康影響がある」として、二〇〇二年に「第二種健康診断特別地域」として指定したことによる。

後者の国家による慰謝・謝罪に関しては実現していない。

（五） 被爆者援護法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）

原爆投下当時の広島市、長崎市の区域内、または隣接する区域内に在った者、原爆投下の際またはその後には後に身体に原爆の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者、その者の胎児であった者で、被爆者健康手帳の交付を受けたものは、この法律の保護を受けることができる。被爆者健康手帳は、申請により、その居住地の都道府県知事が交付する。

援護としては、健康管理、医療、手当等の支給、福祉事業がある。健康管理としては、都道府県知事が被爆者に対し、毎年、行なう健康診断や指導などがある。

厚生労働大臣は、原爆の傷害作用に起因して負傷し、または疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、その負傷、疾病が原爆の傷害作用に起因する

旨の厚生労働大臣の認定を受けなければならない。医療の給付の範囲は、診察、薬剤の支給、手術その他の治療、病院または診療所への入院など医療保険の範囲と同様である。

福祉事業としては、都道府県による、被爆者の心身の健康に関する相談、日常生活に関する相談その他被爆者の援護に関する相談に應ずる相談事業、居宅生活支援事業（ホームヘルパー派遣、デイサービス、短期入所）、施設入所による養護事業がある。

介護手当以外の手当については国庫負担であり、介護手当については、介護手当の支給に要する費用についてはその十分の八を、介護手当に係る事務の処理に要する費用についてはその二分の一を負担する。福祉事業については国庫からの補助がある。

(1) 原子爆弾のもたらした被害については、広島市・長崎市原爆災害誌編集委員会編『原爆災害 ヒロシマ・ナガサキ』岩波書店（一九八五年）に詳しい。

(2) 戦時災害保護法については、赤澤史郎「戦時災害保護法小論」立命館法学二二五・二二六号（一九九二年）四〇〇頁以下所収。なお戦時災害保護法の実態については、吉田久一『改訂増補版・現代社会事業史研究・吉田久一著作集3』川島書店（一九九〇年）二二六～二二八頁も参照。

二節 原爆と社会保障法

(一) 従来 of 理論

社会保障法学研究においては被爆者援護法を、社会保障法体系から除外するもの、その中に位置付けるもの、折衷的に

捉えるものがある。

① 除外説

片岡直教授は、戦争犠牲者援護制度には所得保障ないし生活保障を目的とした給付と、慰藉料的給付とが併存しており、これらの給付を必要とする要保障事故が国家活動により引き起こされたという事実が、被害に対する国家責任、国家補償の觀念を強く要請しました慰藉料的給付の存在も「戦争犠牲者援護立法をして、ストレートに、社会保障法であるといいがたくしている」とする。⁽¹⁾

小川政亮教授は、被爆者援護法は、要補償事由の発生の原因ないし成立の根拠が、専ら権力の主体としての国家の責任に帰せられるべき活動の犠牲者であることに求められるべきものであり、損失補償・国家補償・国家賠償として、一般のいわゆる社会保障とは異なる特殊の性格をもつとする。⁽²⁾ 河野正輝教授も同趣旨である。⁽³⁾

遠藤昇三教授は社会保障法を「資本主義社会の諸法則の展開の必然的帰結としての勤労諸階層の状態の法則的悪化即ち窮乏化法則の展開が、生み出す」貧困⁽⁴⁾生活問題を、労働能力の再生産過程に照らして、体系区分する。そして社会保障法の特徴は、貧困創出責任に対する損害補償請求権にあるとする。したがって、国家のみに責任のある戦争援護法や被爆者援護法は社会保障法とはならない。

江口隆裕教授は、被爆者援護法のように「被爆という戦争に起因する被害を対象とし、被爆という歴史的事実によって対象が固定される法律を、社会連帯や相互援助を基礎とする社会保障立法に含めること自体疑問であるとする。江口教授は「社会連帯や相互援助の觀念は、觀念的にせよ負担者の受益可能性を前提とするものであり、被爆者のような特定の者を対象とする立法はその前提を欠いている」とする。⁽⁵⁾

② 包摂説

堀勝洋教授は、社会保障法を「生活困難に陥った者に対し公的責任で健やかで安心できる生活を保障する給付を行う制度にあたる法」と定義、これに該当するものは生活困難の原因、費用負担者を問うことなくその社会保障法体系に取り込んでいる。これゆえ被爆者援護法を「社会扶助法」の「戦争犠牲者援護法」に分類する。⁽⁶⁾

岩村正彦教授は制度別体系説に立ちつつ、戦争犠牲者援護は「国家の戦争責任を背景とする戦争犠牲者に対する補償の制度であり、社会保障とは理念を異にする」が、「両者の間に近似性があることは否定しえず、さしあたり社会保障の一部に含めておく」という。⁽⁷⁾これらは法体系的には「その他」に分類されている。

③ 複合説

社会保障法における、要保障事故の性格に応じて、それに対応する社会保障給付別に体系を立てる荒木教授は、戦争犠牲者援護法は単なる「戦後処理的な特別法」と見るべきではなく、「国家責任にもとづく人権尊重の法、生活保障の法としての性格」を持つことを認識しなければならず指摘し、「生活保障という点では社会保障の原理が、戦争被害者へのつぐないという点では国家補償の原理が基礎となつているが、この2つの原理が不可分に結びついているところに、戦争犠牲者援護の諸制度の特色が見いだされる」という。⁽⁹⁾また被爆者援護法の前身である原爆二法については「社会保障の特別法としての位置をしめる」とし、被爆者に対する国家補償の原理が根底にある点で、戦争犠牲者援護と同一の基盤に立っているとみる。そして「原爆医療法はそれ自体完結した立法といより、被爆者特別措置法と不可分に結び付き、いわば原爆補償法の一部を構成するものというべきもの」という。そして原爆医療法が医療給付を内容とすることに着目すれば「そこにいわゆる社会保障的性格を認めることができるのであるが、その社会保障的性格とは原爆補償の手段として行

われる医療の機能をいうものにはかならない」。原爆二法の「複合的性格」とは「この二つの性格を並列的にとあらえるよりは、国家補償法としての基本的性格と、その医療級の側面にあらわれる社会保障的機能とに区別して認識するのが、より正確であろう⁽¹⁰⁾」とする。

高藤昭教授は被爆援護法制に関し、原爆二法は、原爆被爆者の被害の特殊性、深刻性と、原爆被害を生じさせた国家責任という、二側面から理解され、「現行原爆二法は、その二つの要素に対応する社会保障性と国家補償性の二重性格的、複合的立法とみるべき」で、「この場合国家は、憲法二五条に基づく国民に対する生活保障責任主体と、戦争開始に対する補償責任主体との二重の責任主体としてあらわれている⁽¹¹⁾」。なお教授は、被爆者援護法を新たに立法する場合、社会保障法と国家保補償法の二つの選択肢があるが、社会保障法とした場合、国家責任は問えないので「原爆被爆者援護法は戦争開始―原爆被爆誘発に対する国家責任を基礎とする補償原理にたつて構想されるべき⁽¹²⁾」とする。

除外説は、戦争という社会保障の要保障事故の発生原因とその責任を重視するが、原因発生責任およびその追求と、保障給付の社会保障法的把握は別問題である。労災給付や児童手当のように、要保障事故の発生原因の責任よりも、社会的支援の必要性に関する社会的承認の存在こそが、社会保障法的把握の核心である。また除外説にたつと、原爆被害の補償給付には、社会保障法の基本原理である生活保障の原理が第一義的にはたらかず、被爆者の支援の実効性に疑問がある。包括説は理論的帰結というよりも、厚生労働省の管轄を丸のみして社会保障法域ととらえているにすぎない。

(1) 片岡直「わが国における所得保障制度の構造と体系に関する一考察」『社会法の現代的課題―林迪廣教授還暦祝賀論文集』法律文化社(一九八三年)四五九頁以下、所収。

- (2) 小川政亮「被爆者援護法の法的考察若干」日本社会事業大編『現代日本の社会福祉』勁草書房（一九七六年）九六頁。
- (3) 河野正輝・江口隆裕編『レクチャ―社会保障法』法律文化社（二〇〇九年）五頁。また河野「社会保障法の目的理念と法体系」『学会講座 社会保障法』一卷 21世紀の社会保障法、法律文化社（二〇〇一年）所収、二四頁、参照。倉田聡教授も戦傷病者戦没者遺族等援護法や被爆者援護法などを「国家補償としての援護法制」とする点で河野教授と同じ立場に立つ。倉田聡「社会保障と国家補償」加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法（第四版）』有斐閣（二〇〇九年）。
- (4) 遠藤昇三「人間の尊厳の原理」と『社会保障法』法律文化社（一九九一年）。
- (5) 江口隆裕「社会保障法判例・在外被爆者に対する被爆者援護法に基づく健康管理手当の支給が認められた事例」季刊・社会保障研究四〇巻二号（二〇〇四年）二〇七頁。
- (6) 堀勝洋『社会保障法総論（第二版）』東大出版会（二〇〇四年）一〇六頁以下。
- (7) 岩村正彦『社会保障法I』弘文堂（二〇〇一年）一七頁。
- (8) いわゆる荒木理論については荒木誠之『社会保障の法的構造』有斐閣（一九八三年）、柳澤旭「荒木「社会法」理論の基点と展開―労働関係（労働法）から社会保障法へ」山口経済学雑誌五五巻五号（二〇〇七年）、同「荒木「社会法」理論の展開と到達点―労働条件法理から生活保障法理へ」広島法学三一巻一号（二〇〇七年）、同「荒木「社会法」論の法的構造と特質―社会保障法から労働法へ」山口経済学雑誌五六巻二号（二〇〇七年）、山田晋「荒木理論に於て社会保障法とは何か」柳澤教授・三論文から学ぶ」社会学・社会福祉学研究一二七号（二〇〇七年）。
- (9) 荒木誠之「戦争犠牲者援護」『社会保障・社会福祉事典』労働旬報社（一九八九年）四〇一頁。
- (10) 荒木誠之「原爆医療法の性格と受給要件」ジュリスト六六七号（一九七八年）六四頁、引用は六七頁。
- (11) 高藤昭『社会保障法の基本原理と構造』法政大学出版会（一九九四年）、同『社会保障法制概論』龍星出版（一九九七年）。
- (12) 高藤昭「原爆のうずきと法」判例タイムズ三四〇号（一九七七年）二頁。

三節 被爆者援護法の法的性質に関する裁判例

(一) 初期の判例

被爆者援護法制についての最初の訴訟は桑原訴訟であるが、第一審では裁判所は被爆者援護法の法的性質には言及していない。

不法滞在者の被爆者健康手帳交付申請を行政が却下したことを巡るいわゆる孫振斗事件裁判で、裁判所は一貫して自治体の不法滞在者の被爆者健康手帳交付却下処分を違法とした。福岡地裁（昭和四九年三月三〇日判決・判時七三六号二九頁、判タ三〇六号）では原爆二法が「外国人被爆者に対しても権利主体としての法的地位を与えた法律と解さえること前段判示のとおりであつてみれば、同法はこの点においてすでに他のいわゆる社会保障法とも類を異にする特異の立法といふべき側面を有するものといふことができる」とした。

控訴審判決（福岡高裁昭和五〇年七月一七日・判時七八九号一一頁）⁽¹⁾は、「原子爆弾による被爆は、戦争という全く個人の責任に帰することのできない国家の行為によって生じたものであり、しかも、その被爆者は、原爆特有の放射線、熱線、爆風等の傷害作用により、一般戦災者の場合と比較して、肉体的にも精神的にも社会生活の面でも、より一層悲惨かつ不安定の状態におかれた点に顕著な特異性があり、原爆二法は、かかる意味での戦争犠牲者の救済を目的としたものと考えられる一面があるので、これを純然たる社会保障法として性格づけてしまうことはなお問題が残るものと言わなければならぬ」とする。そして「原爆医療法は一面社会保障法の性格をもちながらも、他面、被爆者に対する国家補償的性格をも併有する一種特別の立法といふべく」とする。

石田訴訟判決（広島地裁昭和五一年七月二七日・判時八二三号一七頁⁽²⁾）は、原爆医療法が「社会保障施策の一環として立案されたものであることは明らかであるが、同法を生活保護法等の通常の社会保障法と同一の性格のものとするにについては疑問があり、「一面では戦争犠牲者としての被爆者救済を目的としたもので国家補償法としての側面をも有するもの」と判示した。

（二） 孫振斗事件最高裁判決

昭和五三年には被爆者援護法制を巡る初の最高裁判決が出た。孫振斗事件最高裁判決である（昭和五三年三月三〇日一
小判・判時八八六号三頁⁽³⁾）。最高裁は「原爆医療法は被爆者の健康面に着目して公費により必要な医療の給付をすることを中心とするものであつて、その点からみると、いわゆる社会保障法として他の公的医療給付立法と同様の性格をもつものであるということができ。：。しかしながら、：。原爆医療法は、このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であつた国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは、これを否定することができない。」として「原爆医療法の複合的性格」を指摘する。

これ以降、被爆者援護法の法的性質に関する裁判所の見解は、〈国家補償的配慮を制度の根底にもつ複合的性格を持つ社会保障法〉というものに定着する。例えば、桑原訴訟二審判決（広島高裁昭和五四年五月一六日・判時九四四号四〇頁⁽⁴⁾）がある。判決は、原爆医療法は被爆者の健康面に着目して公費医療給付なすことを中心とする点から社会保障法としての性格を持つが「他面、被爆という特殊の戦争被害について戦争遂行主体であつた国が自らの責任によりその救済を図るという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることを否定しえず、従つて、原爆医療法は、社会保障法と国家補償法の性格をあわせもつた複合的立法であるということができ」と判示した。またい

わゆる在外被爆者に関する訴訟でも、被爆者援護法の性質を「社会保障と国家補償の性格を併有する特殊な立法」とする判断が定着している(大阪地裁判平成一三年六月一日・判タ一〇八四号八五頁、長崎地裁判平成一六年九月二八日・判タ一二二八号一五〇頁)。

裁判例では、原爆二法の法的性格に関する国側の主張である(原爆二法は社会保障法であり、社会連帯の基礎のない不法入国・不法滞在者には適用がない)という主張を退ける論理として(原爆二法は国家補償法的性格と社会保障法的性格を兼ね備えており、不法入国・不法滞在者であれ不適用とはいえない)という論理を用いた。国側も裁判所も「社会保障法」の法的性質を非常に曖昧なまま使用しており、最高裁判決の結果、原爆二法の法的性格について決着をみたというわけではない。

孫振斗事件最高裁判決を契機に、社会保障制度審議会答申(一九九七年一月二九日)と、衆議院社会労働委員会附帯決議(四月二五日)を受けて、厚生大臣の私的諮問機関として設けられた原爆被爆者対策基本問題懇談会(会長・茅誠司)は、一九八〇年一月二一日「原爆被爆者対策の基本理念及び基本的在り方について」という意見書を提出し、原爆被爆者対策は「原爆被害という特殊性の強い戦争損害に着目した一種の戦争損害救済制度と解すべきであり、これを単なる社会保障制度と考えるのは適当ではない」としつつも、国家補償の見地に立ちながらも「今次戦争の過程において原爆被爆者が受けた放射線による健康障害すなわち『特別の犠牲』について、その原因の行為の違法性、故意、過失の有無等にかわりなく、結果責任(危険責任といってもよい)として、戦争被害に相応する『相当の補償』を認めるべきだ」という趣旨」で、国の完全な損害賠償を認める趣旨ではないという。

基本問題懇談会・報告は、戦争被害の受忍論に立ちつつ、放射線による健康障害すなわち『特別の犠牲』のみを補償す

るという点にその核心がある。

本来、原爆被害者対策基本問題懇談会に期待されたのは、法的位置づけが曖昧であった原爆二法を再検討し、原爆被害者対策制度の方向性を示すことが求められたが、報告書は政府の弁護と、国家責任の回避に終始し、激しい批判に晒されることになる。⁽⁵⁾

- (1) 判例研究として、荒木誠之「韓国人被爆者と原爆医療」『社会保障判例百選』以下『百選』と表記する〔初版〕有斐閣（一九七七年）。
- (2) 石田原爆訴訟につき、平井勝彦「原爆医療給付要件と「要医療性」―石田原爆訴訟」『百選（初版）』、久塚純一「原爆医療給付要件と「要医療性」―石田原爆訴訟」『百選（二版）』有斐閣（一九九一年）、吉岡幹夫「石田原爆訴訟判決の問題点」ジュリスト六二一号（一九七六年）八二頁、加藤智章「原爆医療給付要件と「要医療性」」『百選（三版）』有斐閣（二〇〇〇年）、阿佐美信義「石田原爆訴訟と被爆者援護法」労働法律旬報九一二号（一九七六年）、下山英二「最新判例批評」判例評論二一七号（一九七七年）、高藤昭「原爆のうずきと法」判例タイムズ三四〇号（一九七七年）二頁など。
- (3) 判例研究として荒木誠之「原爆医療法の性格と受給要件」ジュリスト六六七号（一九七八年）、荒木誠之「原爆医療法の性格と受給要件」荒木誠之・林迪廣編『判例研究 社会保障法』法律文化社（一九七九年）、吉岡幹夫「判例批評」判例評論二三八号、伊藤博義「韓国人被爆者と原爆医療」『百選（三版）』、清水泰幸「韓国人被爆者と原爆医療」『百選（四版）』有斐閣（二〇〇八年）、判例評釈として、内野正幸・法学協会雑誌九八巻一号（一九八一年）一一七頁、橋本公巨「損失補償と社会保障」雄川一郎編『行政判例百選1』有斐閣（一九七九年）二九三頁、又坂常人「国家補償と社会保障」塩野宏・小早川光郎・宇賀克也編『行政判例百選（四版）』有斐閣（一九九三年）三六二頁。
- (4) 桑原訴訟につき吉岡幹夫「原爆医療認定訴訟の意義―桑原訴訟第一審判決を契機として」法経論集（静岡大学法経短大）三二・三三三号（一九七四年）。
- (5) 椎名麻紗枝「原爆犯罪―被爆者はなぜ放置されたか」大月書店（一九八五年）一五〇頁以下、浜谷正晴「戦後の「分水嶺」―原爆と社会保障法（山田）

被爆者対策懇見書に問う」歴史研究四九二号(一九八一年)、下田平裕身「原爆被爆者に対する「国家補償」を考える」季刊・労働法一一三号(一九八二年)一二二頁、など。

四節 試論

被爆者援護法が社会保障法域に属するものかを論じる意義は何か？社会保障法域に属するとすれば、その解釈・運用にあたっては、生存権理念が第一義的原理となる。国家補償法域となれば、行政法の原理が一義的に支配することになる。

現行被爆者援護法を分類すること、被爆者援護の法理を分類することは別問題である。被爆者援護法は、様々な要素、狭窄物を単一の法文に包括しており、かならずしも学問的に整序されたものではない。したがって現行法をどう分類するかに関しては、複合的性格をもつものと把握する折衷説にならざるを得ない。例えば、放射線影響の研究(四〇条)は社会保障法の問題ではないが、医療(一〇条)は社会保障法の問題である。したがって分類は相対的なものとならざるを得ない。

ではそもそも、国家が被爆者を援護・保護しなければならないのは何故か？それは戦争が国家のもたらした行為であり、被爆もその帰結の一つだからである。したがって被爆者の保護の理屈は、国家補償である。行政法学においては今村成和教授、秋山義昭教授、下山英二教授の所見の通りである。⁽¹⁾

しかし被爆者援護については、一般的な・通常の国家補償の理論では、これに適正に対応できない。原爆被害はその潜伏性、継続性に、国家補償法理が適用される一般的な事象とは異なる点があった。つまり国家補償の論理は、原爆被害に

適切に対応する論理を持ち合わせていなかった。それは「国家補償の谷間」と称される点とは別の次元である。それゆえ被爆者援護については、社会保障の手法が用いられる。先に見られるように、社会保障は現実に発生しているニーズに対応するため、ニーズを惹起した「原因」に注目しない。「原因」に注目することが、かえってニーズを有するものの有責の議論に発展することを回避するためである。しかし被爆者援護は「原因」のゆえに社会保障法域に投入されてきたものといえる。

しかし国家は被爆者援護・被爆被害の国家補償において、財産的補償にすべてを還元することも可能であったにもかかわらず、あえて社会保障法に類似する手法をもって（所得保障と医療保障を視野に入れ）、法制定がなされたことを考えれば、社会保障法域に取り込んで、被爆者援護法を解釈・運用するのが適切であろう。

被爆者援護法を社会保障法の範疇に含ませることにより、国家の戦争責任が曖昧になるといった危惧感もあろう。しかし社会保障法に含ませることは、戦争責任・戦後責任を曖昧にし、国家に免罪符を与えることではない。社会保障法にあつては、給付を社会化することにより、事故責任も社会化したに過ぎない。国家責任を棚上げにし、無罪放免することではない。例えば、労働災害を社会保険化することは、労災に関する企業責任を不問にすることではない。社会保障法に位置づけることにより、責任追及とは別に、生活保障が可能となる。

社会保障法はニーズに着眼した給付体系の法であると考えるのであれば、上述の補償は社会保障法体系の中に組み込まれるべきである。その上で、社会化された責任の性質に応じて、社会保険か無拠出かなどの財源の問題が論じられることになる。

筆者は既にもわゆる荒木理論（給付別体系論）を基盤として、援護法、自然災害補償法制、犯罪被害給付などを社会保

障の体系内に位置づけ、より包括的な社会保障法の所得保障の体系を提唱した。⁽²⁾ここでは所得保障法のみならず、社会保障法の体系の中で被爆者援護法制について検討してみよう。

まず被爆者援護に対する社会的給付がなぜ社会保障法の体系に位置づけられねばならないのか。

第一に被爆者援護法の給付が、ただ支給されること、それ自体が目的ではなく、支給されることにより受給者の自立を促進するという要素を持っているからである。この点で単なる損害補償給付とは意味合いが異なる。自立のための給付である点を考慮すれば、その目的は社会保障法の目的と合致する。社会保障の一環として位置づけることによって、給付の目的を適正に達成できる。社会保障法の原理に従えば、「相当の補償」であろうがなからうが、自立達成までの給付は継続されることになる。例えば、給付額に物価スライドを採用し、給付価値を生活時点にあわせることなどが、社会保障法の法理から考えられる。

第二に、各給付が社会保障法の体系に位置づけられることにより、給付水準が生存権理念によりコントロールされる。給付額の切り下げは正当化されず、特に憲法二五条二項において不断の向上義務が国家に課される。社会保障法体系に位置づけることにより、その額の向上の理論的根拠を生存権に求めることができる。

以上のような理由により社会保障法に位置づけることには意味がある。この点でも従来の除外説は再検討されるべきである。

なお社会保障の財源を拠出とするか無拠出とするかは基本的には国民的合意、選択の問題であるが、国家補償の要素の反映として、給付に関する財源は当然に国庫からの負担となる。

(1) 今村成和「国家補償法」今村成和・雄川一郎『国家補償法・行政争訟法』有斐閣（一九五七年）二三二頁、今村成和・島山武道（補訂）『行政法入門（七版）』有斐閣（二〇〇四年）二〇七頁、秋山義昭『国家補償法』ぎょうせい（一九八五年）、下山瑛二『国家補償法』筑摩書房（一九七三年）四三二頁、西替章「戦争犠牲者補償序説」法政理論二六卷四号（一九九四年）二二〇頁以下所収など。

(2) 山田晋「所得保障法の体系と構造・試論」荒木誠之・桑原洋子編『社会保障法・福祉と労働法の新展開』信山社（二〇一〇年）七九頁以下所収。

五節 被爆者援護法を含めた場合の社会保障の法体系

社会保障には、社会保障給付の対象となる伝統的・基本的なニーズと、必ずしも伝統的ではないが、さまざまな理由や国家の歴史的経緯により、社会保障の範疇に包摂されたニーズとがある。仮に前者を「一般」、後者を「特殊」とする。

「一般」的类型はほぼ各国に共通に見出すことができ、老齢、障害、遺族、失業、貧困などであり、これらは産業革命以後、労働組合運動の発展と軌を一にして発展してきたもので、労働者から一般国民・市民へとその人的適用範囲も拡大してきた。ILO社会保障最低基準（一〇二号）条約が規定する要保障事故のメニューは、このことの反映である。

一方、「特殊」的类型は各国に共通というよりはむしろ、各国の事情や法制度、歴史的経緯により社会保障に取り込まれているもので、戦争被害、自然災害、犯罪被害などである（ドイツ、ニュージーランドの社会保障を見よ）。通常、社会保障では、現実が生じているニーズに注目し、要保障事故の「原因」に注目することはない。しかし「特殊」的类型はしばしばその保障すべきニーズを引き起こした「原因」に注目する。したがってニーズよりもその「原因」が強調され、しばしば補償との関連が問題とされる（逆に、補償の議論の中で社会保障の包摂されてきたともいえる）。これらの「特

殊」的類型の社会保障の「原因」を社会法的に把握すれば、「社会の共同危険」の発露と捉えられる。犯罪はその典型で、社会を構成する上で不可避ともいえ、これをゼロにすることは不可能である。したがって、社会が社会たる以上、その必然的リスクによって引き起こされるニーズに対して、社会的給付を行うことが社会的に承認される。その場合、生活保障に着目されれば社会保障法の範囲に含まれ、弔意・慰謝的給付であれば、生活保障の側面は後退し、社会保障法とは把握されない。自然災害の場合、「原因」は一般的には人為的なものではない。ただし災害そのものは自然であつても、被害が人為的(不作為)であるということはありえる。住民が居住している地域に自然災害が襲つた場合、その災害の可能性が予想できれば、国家は当該住民を転居させたり、居住禁止とすることもできたはずである。国家がそれをしなかつた・できなかつたのは、住民・国民の合意を得られなかつたり、金銭補償が不可能であつたからであろう。逆に言えば、国家が住民・国民の合意をとりつけるなり、金銭補償をするなどして、合意の上、住民を転居あるいは居住禁止とすれば、どのような災害が発生しようとも、国民への被害は生じることもなくニーズも発生しなかつた。それができず・あるいはそれをしていないが故に、ニーズが発生した以上、国が責任を負うという社会的承認があつても非理論的とはいえない。

戦争は国家行為である。しかし国家の必須・必然的な行為ではなく、国家は戦争をせずとも存続は可能である。戦争はその意味では不要な行為であり、他国への違法な行為である。同時に自国民への被害が当然に生じるものであり、そのことは当然予想されることである。したがって戦争開始を決定する時点で国家は、自国民への対戦国による加害行為を認識している。また国家は戦争被害を補償することを前提としている。なぜなら、近代国家では戦争開始を決定する為政者を選ぶのは国民であり、自国民の損害を引き起こすにもかかわらず戦争を開始するということを多くの国民は理解している。したがって自分たちが平等にその被害に遭遇することも想定している。そこではその被害の補償を国民的連帯や全国的

抛出（＝税）によって保障することを理解している。なぜなら自分が被害を受け、何の保障もされないということを国民が為政者に信託することはありえない。これゆえ戦争もまた「特殊」的类型の社会保障となりうる社会の共同的风险と考えられるのである。

戦争は他国に対して違法であるが、自国民にたいしては不法行為（他国の攻撃により自国民に損害を与える・自国民を危険にさらす）を誘発する。また自国民の自由・権利の制限を惹起する。その意味で国家の責任は重大である。したがってすみやかに保障を行う必要がある、社会保障を選択する場合、通常の行政活動にはない不利益を国家は享受しなければならぬ。

従来のが国の社会保障法学が、自国の歴史・社会状況を軽視・無視してきたため、社会保障法の「特殊」的类型を意識してこなかったことは再考されねばならない。

六節 被爆者援護法の社会保障法的解釈

社会保障法学界の通説である給付別体系論にそって考えたときに、社会保障法の「決めて」はニーズとそれに対応する給付である。ニーズが給付形態を規定することになるので、被爆者援護法についても、そのニーズがいかなるものであるかを考察することが重要となる。では被爆者のニーズとはどのような性格を持つものであろうか。

まず被爆者援護法を社会保障法類として考えたときに、それは〈生活保障〉の法である。

〈生活保障〉の法という性格を考えたときに、われわれは原爆被害のもつ特殊性に着目せざるを得ない。社会保障法のニーズとして原爆被害を考えると、その潜在性、継続性、長期性、特異性が明らかになる。ここで特に問題となるのが、潜在

性、継続性である。

医療ニーズとして浮上する原爆被害は、一般的な疾病である場合と、特異な疾病である場合とがある。保障ニーズとその原因の因果関係で困難が予想されるのは、一般的な疾病であるがゆえに、前者の場合である。一般的な疾病の場合、がん等であるが、これが被爆に由来することの立証はきわめて困難である。なぜなら、被爆における放射線量は周知のごとく間接的・潜在的であり、この知見は被爆例がきわめて少ないためいまだ定立してはいないからである。逆に言えば、被爆は継続的・潜在的であり、いったん原爆に被爆した場合、その被害は継続的・永続的であるとみるべきである（免疫力の低下により疾病を引き起こすこともある）。

したがって、国民は被爆した時点で、将来にわたって国家から保護を受ける受給権を潜在的に得たことになる。具体的には、被爆者健康手帳とはそのような将来の保護給付を約束する「手形」である。したがって将来の給付期待権を獲得した人間が、国内に居住しようが、国外に居住しようが、給付の権利には影響しない。年金のポータビリティと同様である。したがって、いわゆる在外被爆者の問題は本来訴訟で解決せねばならぬような問題ではなかったはずである。⁽¹⁾

将来の社会的給付の権利を有する者について、可能な限り危害・被害を回避・権限するための給付が、健康管理手当てである。社会保障法の原理のみでは、いまだ生活保障のニーズが生じていない潜在期にも一定の保障給付を行うことは正当化できないが、原爆の特殊性と国家補償の原理にたてば、潜在期の給付は正当化できよう。

被爆者援護法が社会保障法原理によって解釈されるとき、頻繁に法的紛争となる認定や立証責任はどのように考えられるのであろうか。

一 認定

行政法学上、一般的に「認定」は、社会立法の「裁定」と同様、すでに発生している受給権の確認に処分とされている(恩給法の「裁定」など)。ただし、社会保障法学では、児童手当や児童扶養手当制度の、市町村長が行う受給資格の「認定」については、非週及主義を採用しており、確認行為ではなく形成的行為とする説と、本質的に確認行為とする説とに分れる。^{②③}

一般的に医療保障法は、要医療性を確認しない。疾病、負傷状態を受給者が判断し、医療機関にかかる。疾病、傷害の要医療性は一般に判断でき、一般人が判断できる程度の「要医療性」をもって医療保障は「良し」としている。そう考えると、社会保障法としての援護法でのみ、要医療性を認定する意味はない。ここから吉岡教授の要医療性についての認定不要論が出てくるのは当然である。

被爆ニーズに注目して考えると、「認定」は具体的な被爆者援護法の規定する医療制度の利用の契機となるものである。被爆者援護法では、健康手帳所持者が「認定」を受けて医療制度を利用するので、手帳所持によりもたらされる種々の権利を確認する行為であると考えられる。しかしこの認定は、手帳を所持することによって、被爆による不利益とその救済という国家意思の傘下に入っている被爆者に対する、国家の給付の開始である。つまり手帳交付の段階で、国家は将来的に被爆による疾病が発症すること、そしてその場合は国家の責任で救済することを想定しているのである。したがって「認定」の性質は限りなく「届け出」に近い。だとすれば、「届け出」を拒否する場合、様式の不備といった例外的な状況であるのと同様、「認定」も基本的には簡易な立証によって達成されるものであらねばならない。

なお「認定」は審査会(「疾病・傷害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会」)の審査を経て厚生労働大臣が下すが、実

際には「認定基準」（審査方針）が作成されている。特定の疾患（悪性腫瘍、白血病、副甲状腺機能亢進症、白内障、心筋梗塞、甲状腺機能低下症、慢性肝炎、肝硬変）であれば、ほぼ自動的に起因性が認められ、そうでない場合には個別審査とされる。しかし特定の疾患の範囲がきわめて狭いと批判がある。ある特定の疾患に限定し制限し、他は個別審査によるという手法は、健康手帳を所持する被爆者の「潜在的権利」を制限することになる。本来、健康手帳を所持していれば、あらゆる疾病が「認定」されてもおかしくはない。「原子爆弾被爆者」に関しては、いかなる疾患又は症候についても一応被爆との関係を考え、るのが正当にして常識的な見解である（昭和三三年八月一三日厚生省公衆衛生局長通知・衛発第七二六号「原子爆弾後障害治療指針について」）。

二 立証責任

証明責任は、一般的には権利関係の発生・変更・消滅等の法律効果を主張する者が、これを直接規定する法律の要件事実（＝法律効果の発生・変更・消滅のための構成要件として実体法規の中で示される類型的事実）の証明責任を負う。行政事件の訴訟についても基本的にこの原則は修正されない（行政事件訴訟法七条）。

そもそも証明責任が課されるのは、法廷において裁判官の適正な心証形成のためであり、その前提となっているのは、相互に立場の互換性があり、攻撃・防衛の武器を平等に所持する当事者間の民事的紛争である。この前提の下で、前述の立証責任の分配が、裁判における正義と衡平の理念を体现すると考えられるのである。しかしいわゆる現代的訴訟に、この原理を直接的に適用することが正義と衡平にかなうか否かについては疑問なしとしない。また社会保障の争訟は、社会的承認を受けた生活保障のための社会的給付に関する訴訟であり、単純な私権の問題ではない。

(一) 証明責任の転換

それでは原爆災害についての「認定」の証明責任は原告（国民）が負わねばならないのだろうか。

（民事）訴訟の原則によれば、権利の主張をするものが証明責任を負うことになる。原爆訴訟においても、下級審から最高裁まで一貫して、証明責任は原告が負い、その転換は認めていない。問題は、これが行政事件訴訟において、正義と衡平の要求に合致するかである。

しかし行政事件訴訟における証明責任の配分に関しては、憲法秩序から機能的に分配するのが適正であるとして、社会保障法上の請求権のような憲法上保障された生存権規定に由来するものについては、申請に対する拒否処分を正当たらしめる根拠となる事項について、行政庁が証明責任を負うとする「憲法秩序機能説」が有力に主張されている。原爆災害補償を生存権に根拠づける立場はいまのところ希であるが、この説は十分に検討に値しよう。

では原爆災害のニーズから考えた場合に、証明責任の転換はあり得るだろうか。前述の通り、原爆災害に起因するニーズは、急性的なもののみならず、潜在的・継続的なものもある。そして被爆者援護法の「認定」が「届出」に限りなく近い性質を持つことも前述の通りである。このため「届出」的なものについては、これを拒否する側がその正当性を立証する責任を負う。

国家補償とは、国の責任でその被害を相当程度補償することである。国家補償が社会保障法の形態で現出するとは何を意味するか？

それは社会保障法上の給付が国家補償の意義を有するということを意味する。顕著な例は立証責任である。つまりこの場合の社会保障法上の給付は、一般的な年金や医療のように受給者の「利益」の確認・創設ではなく、国家の行為による

被爆被害という強いられた「一律的不利益」を、国家の謝罪をこめて一部解除することに他ならない。私的な利益の追求ではない。したがって立証責任は大きく転換され、国家が給付が被爆と無関係であることを立証する責任を負い、それができなければ一律の不利益の解除（支給）は当然に認められる。「疑わしきは被爆者の利益に」の原則になる。

吉岡幹夫教授は、法に内在する趣旨、目的からして、国家補償的性格をより強くとらえれば、被告（Ⅱ国）に立証責任が課されるとする。⁽⁵⁾

また西田和弘教授は、行政庁に取消訴訟での立証責任を負わせることは「決して無謀な理論」ではなく、「行政庁の認定等により給付が開始され、申請者側に立証困難なケースが多く見受けられる社会保障法領域では、できる限り立証責任の転換を図ることが、要保障者の救済につながるという意味で望まし」く、社会保障法と国家補償的性格を併有する訴訟では立証責任の転換が望まれるとする。⁽⁶⁾ 兼子仁教授が指摘されたように、立証責任の分配について行政一般の法理論としてだけでなく、社会保障法などの「特殊法」の法理によって「きまこまかに」究明される必要がある。⁽⁷⁾

(二) 証明度の軽減⁽⁸⁾

仮に証明責任の転換が認められなくすれば、原爆被害訴訟における証明度はどの程度のものであるべきなのか。

原爆被害訴訟においても、いわゆるルンバル事件・最高裁判決（昭和五〇年一月二四日最高裁小二判）⁽⁹⁾における、医療上の施術と後遺症の因果関係について示された「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではないが、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の実事が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真实性の確信を持ち得るものであること」⁽¹⁰⁾を必要とする」との見解が、松谷訴訟・最高裁判決（平成一二年七月一八日三小判）などで定着している（松谷訴訟・最

高裁平成二二年七月一八日三小判、小西訴訟控訴判決平成二二年一月七日大阪高裁、平成一八年五月一二日大阪地裁、平成一八年八月四日広島地裁、平成一六年三月三一日東京地裁・東訴訟、平成一九年一月三二日名古屋地裁など。

一方、例外として、石田原爆訴訟判決は「認定」に関する起因性について「認定の対象となる負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の医師の診断があり、その診断が医学的にみて肯首し得ないものでないかぎり、起因性があるものとすべきである」として、証明度の軽減をはかる。

松谷訴訟・第一審判決（平成五年五月二六日長崎地裁）は、「現代の病理学的・臨床医学的知見の一般的水準に照らし、相互補完的に、現傷病が原子爆弾の放射線による傷害作用に起因する可能性が否定できない、という本来の態様に適合する意味に理解されなければならない」とし、松谷訴訟・控訴審は、被爆者の症状が「少なくとも放射線の影響により治療能力が遷延しその結果現在の状態に至ったものと相当程度の蓋然性をもって推認することができる」とし、小西訴訟第一審判決（平成一〇年一月一日京都地裁）は、「申請者の負傷又は罹患した疾病は原爆の放射線を原因とする可能性が原爆の放射線以外のものを原因とする可能性より相対的に高いことを証明すれば足り」として、〈立証の程度の緩和〉をそれぞれ認めている。

- (1) 在外被爆者訴訟について、田村和之「在外被爆者援護の今日的課題」荒木誠之・桑原洋子編・前掲書五八五頁以下、梶原健佑「在外被爆者訴訟の動向」法政研究七二巻四号（二〇〇六年）三〇七頁、菊池馨実「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による健康管理手当の支給認定を受けた被爆者が国外に居住地を移転した場合における同手当の支給義務者」判例評論五七九号（二〇〇七年）一七八頁。

- (2) 堀勝洋『社会保障法総論』東大出版会(一九九四年)二四四頁。
- (3) 西村健一郎『社会保障法』有斐閣(二〇〇三年)四三一頁、山田晋「児童手当の法的問題点」清正寛・良永彌太郎編『論点・社会保障法』中央経済社(一九九六年)二四四頁。
- (4) 行政事件訴訟における証明責任の配分に関しては、高林克巳「行政事件訴訟における立証責任」田中二郎・原龍之助・柳瀬良幹編『行政法講座3 行政救済』有斐閣(一九六五年)二九四頁、笠井正俊「行政事件訴訟における証明責任・要件事実」法学論叢一六四卷一〜六合併号(二〇〇九年)三三〇頁。なお行政事件訴訟特例法のもとで、行政訴訟の証明責任を検討し判示したものと、大阪地裁昭和三四年二月二四日判決・行政事件裁判例集一〇卷二二号六五頁(昭和三五年)がある。
- (5) 吉岡幹夫「石田原爆訴訟判決の問題点」ジュリスト六二二号(一九七六年)八二頁、同「原爆医療法八条一項の「起因性」の判断について―長崎原爆松谷訴訟第一審判決」判例評論一四七九号(一九九四年)一八六頁。
- (6) 西田和弘「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律八条一項に基づく認定の要件であるいわゆる放射線起因性の意義及びその立証の程度―長崎原爆訴訟上告審判決」判例評論五〇八号(二〇〇一年)一七八頁。引用は一八〇頁。
- (7) 兼子仁「行政争訟法」杉村敏正・兼子仁『行政手続法・行政争訟法』筑摩書房(一九七三年)二四九〜二五〇頁。
- (8) 証明負担の軽減につき、渡辺武文「証明負担の軽減」青山善充・伊藤眞編『民事訴訟法の争点(第三版)』有斐閣(一九九八年)二二四頁、伊藤眞「証明度をめぐる諸問題」判タ一〇九八号(二〇〇二年)四頁、水元宏典「証明負担の軽減」伊藤眞・山本和彦編『民事訴訟法の争点』有斐閣(二〇〇九年)一九〇頁など。
- (9) ルンバル事件・最高裁判決につき、笠井正俊「訴訟上の証明―ルンバル事件」伊藤眞・高橋宏志・高田裕成編『民事訴訟法判例百選(第三版)』有斐閣(二〇〇三年)一三四頁、伊藤眞「証明度(1)―ルンバル事件」伊藤眞・加藤新太郎編『ジュリスト増刊「判例から学ぶ」民事事実認定』有斐閣(二〇〇六年)一一頁、上原敏夫「訴訟上の証明―ルンバル事件」高橋宏志・高田裕成・畑穂穂編『民事訴訟法判例百選(第四版)』有斐閣(二〇一〇年)二二二頁など。
- (10) 松谷訴訟につき、安斉育郎「長崎原爆松谷訴訟」を支援する会編『奪われた時を私にかえせ―長崎原爆松谷訴訟』かもがわ出版(一九九三年)、上告審判決について、西田和弘・前掲「判例評論五〇八号(二〇〇一年)一七八頁、同「原爆医療給付と

放射能線起因性」『百選（四版）』有斐閣（二〇〇八年）、加藤新太郎「証明度（2）―長崎原爆訴訟上告審判決」伊藤眞・加藤新太郎編・前掲書一六頁。

(11) 小西啓文「要医療性の判断と大臣の過失」『百選（四版）』有斐閣（二〇〇八年）。

むすびに代えて

原爆症認定集団訴訟は、国側の驚異的な連敗の結果、国側が折れ、「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」（平成二十二年二月九日法九九号）の成立により決着した。本法は集団訴訟で原爆症と認定されなかった敗訴原告を救済するもので、原爆被害に関する補償を根本的に解決するものではない。同法附則では、認定制度のあり方について検討し、その結果に基づいた必要な措置を講ずるとされたが、問題は一向に解決されず、かえって認定却下数は増加している。

原告勝訴の判決が続いたにもかかわらず、国側がこれを無視し続け、立法府も何らの行動を起こさなかったことは、司法に対する侮辱であり、三権分立の前提である相互に敬意をもち厳粛に対応するという原則がうちすてられたことを意味する。

では、筆者も含めて、社会保障法学界は何をしてきたであろうか。高藤昭教授が自戒の念をこめて「原爆のうずきと法」を発表してから既に三〇余年がたつ。若干の先駆的な個別研究は見られたが、社会保障法学会が学術大会の共通テーマで原爆・戦争被害をとりあげたことはなかったし、前述のとおり『学会講座』においても単独論文はなかった。被爆者の放置という継続的な人権侵害に、社会保障法学は「傍観者」であったと言え言いすぎであろうか。

社会保障法が曲がり角にきて、社会保障法学が「将来」を語るのであれば、「特殊」日本的な問題（放射能被曝という意味では世界中で発生しているが）を、社会保障法域に包摂するか否かだけでも論じることが必要であろう。